

大分県私立高校生等奨学給付金のご案内

奨学給付金について

○大分県では、すべての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、中低所得世帯までの授業料以外の教育費負担を軽減するため、生活保護世帯又は年収490万円程度（専攻科については600万円程度）の世帯の保護者を対象に、私立高校生等奨学給付金を支給しています。（返還不要）

1 対象となる世帯

① 保護者等（18歳以上の生徒については、生計維持者。以下同じ。）及び②高校生等について以下の要件をすべて満たす世帯に支給します。

【①保護者等の要件】

a 大分県内に住所を有していること。

※保護者等の一方が単身赴任等で県外在住の場合でも、大分県が生活の本拠である場合は支給対象

b（全日制・定時制及び通信制）

保護者等（親権者等）全員の住民税所得割が非課税、保護者等（親権者等）全員の住民税所得割の合算額が105,500円未満、又は182,500円未満であること。

（専攻科）

保護者等（親権者等）全員の住民税所得割が非課税、保護者等（親権者等）全員の住民税所得割の合算額が105,500円未満、又は264,500円未満であり扶養する子が3人以上であること。

【②高校生等の要件】

a 下記のいずれかの私立学校に在学しており、就学支援金又は専攻科支援金の対象者であること。

- ・高等学校(全日制課程・定時制課程・通信制課程)および専攻科課程
- ・専修学校高等課程
- ・私立専修学校一般課程又は各種学校であって、高校入学資格者を入学資格とする次の施設
（理容師養成施設・准看護師養成施設・美容師養成施設・調理師養成施設・製菓衛生師養成施設）
- ・高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。）に通う者。【専攻科のみ】

b 日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者。

- ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等
- ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校・中学校・高等学校等（専攻科生徒のみ）を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者。

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（令和8年度新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。

【以下の①～④に該当する場合は対象になりません】

- ①他の都道府県から、同種の奨学給付金の支給を受けている場合。
- ②高校生等が7月1日現在休学しており、年度内に復学の見込みがない場合。
- ③高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支給を受けている場合。
- ④高校生等が当該給付金を年1回、通算3回（定時制・通信制は4回、専攻科は2回（専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）すでに受けた場合。

ただし、大分県私立高等学校等就学支援金（学び直しへの支援）の給付対象となる者に対しては、この回数に加えて最大で1回（定時制・通信制は2回）まで給付することができる。

2 申請について

- 申請書は当県ホームページからダウンロードできます。(電話で請求することもできます。※**県外学校**)
- 支給対象者のうち、**県内学校**に在学する方は、**学校が指定する期日**までに申請書類(「■提出書類の確認について」参照)を、各学校に提出してください。
- 支給対象者のうち、**県外学校**に在学する方は、**8月31日(月)**までに申請書類を直接大分県に提出してください。(消印有効)

個人番号を含む申請書類等を郵送される場合は、簡易書留をお願いします。

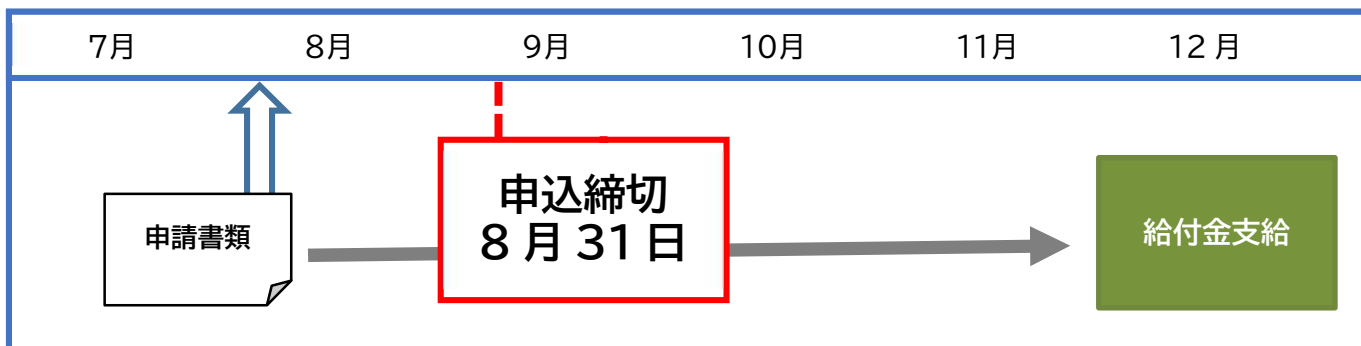
※提出が必要な書類の詳細については申請書に記載してあります。

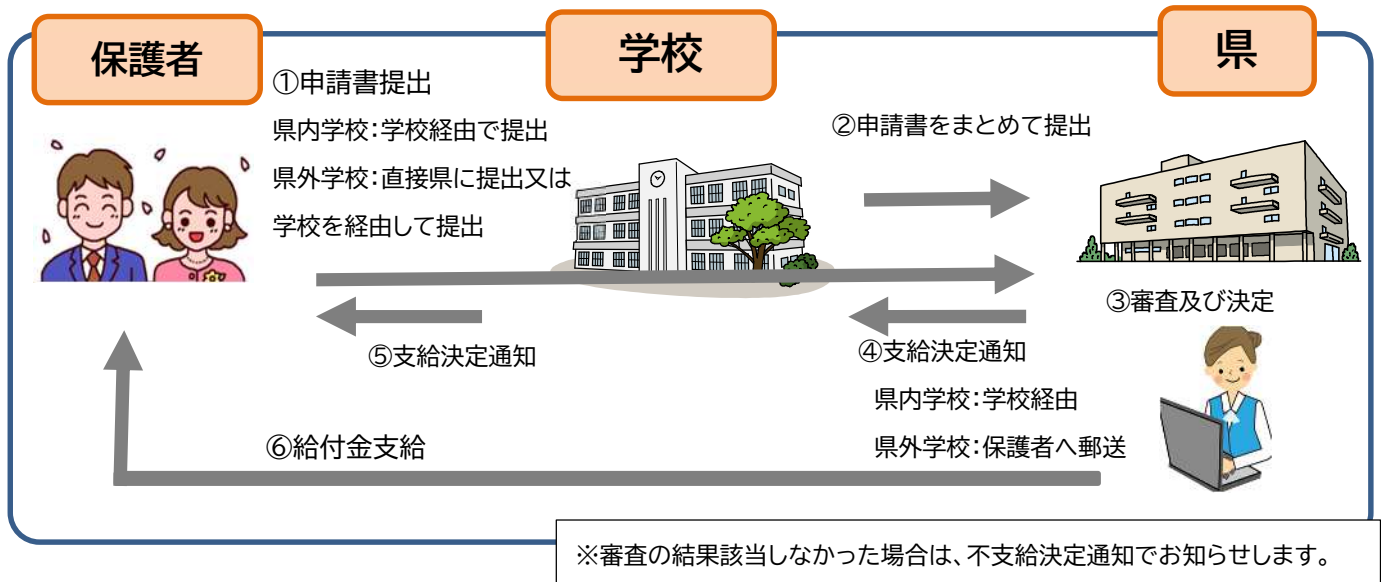
3 奨学給付金の支給額について

奨学給付金は、高校生等の属する世帯の状況に応じて、対象となる高校生等1人ごとに金額が異なります。一人当たりの支給年額は下表のとおりです。

区分		合計
生活保護世帯	全日制・通信制	52,600円
非課税世帯	全日制	152,000円
	通信制・専攻科(新制度・旧制度)	52,100円
保護者等全員の住民税所得割の合算額が105,500円未満	全日制	50,670円
	通信制・専攻科(新制度)	17,370円
	専攻科(旧制度)	10,420円
保護者等全員の住民税所得割の合算額が182,500円未満	全日制	38,000円
	通信制	13,030円
保護者等全員の住民税所得割の合算額が264,500円未満で、扶養する子が3人以上	専攻科(新制度)	13,030円
	専攻科(旧制度)	10,420円

4 奨学給付金の支給の流れについて





※学校に奨学給付金の受領を委任する場合は、学校に振込みます。(県内学校に限る)

5 奨学給付金の受取りについて

奨学給付金は、申請の認定を受けた後、県から直接ご指定の保護者等の口座に振込みます。

(県内学校の学校代理受領者を除く)

振込日については支給決定通知と一緒にお知らせしますので、通知が届くまでお待ちください。

※県や学校に事前にご連絡いただいても、お答えできませんのでご了承ください。

6 留意事項

- この奨学給付金は、返還の必要がありません。
ただし、不正に受給した場合には、返還のうえ、刑罰が科されることがあります。
- 対象高校生等が2人以上いる場合は、それぞれの在学する学校または大分県に必要書類を提出してください。
- 提出の際は、申請書に添付している案内等をよくお読みください。
- 今回の申請は令和8年度の奨学給付金についてのものです。

7 お問い合わせ

- 申請書類の提出、申請について → 【県内学校】各学校あてお問い合わせください。
【県外学校】大分県学事・私学振興課あてお問い合わせください。
- その他、制度について → 大分県学事・私学振興課あてお問い合わせください。
TEL : 097-506-3086
- 申請書送付先【県外学校】 → 〒870-8501
大分市大手町3丁目1番1号 (県庁舎本館3F)
大分県総務部 学事・私学振興課宛
■申請期限 令和8年8月31日(月)【消印有効】